

岐阜県自動運転社会実装推進調査業務

プロポーザル募集要領

令和6年6月14日

岐阜県都市建築部都市公園・交通局公共交通課

【留意事項】

本委託業務に関する予算は、現在、令和6年度岐阜県一般会計予算要求をしている段階であり、令和6年第3回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、岐阜県においては、その損害について一切負担しません。

第1 目的

多治見市、瑞浪市、土岐市、恵那市及び下呂市の5市において実施する自動運転実装に向けた導入可能性調査を行うことを目的とする。

第2 業務内容

1 委託業務名

岐阜県自動運転社会実装推進調査業務

2 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結の日から令和7年2月20日（木）までの間

4 委託予定価格

上限額：59,518,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該上限額を超える見積額の提案は選定除外とする。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は、複数の法人で構成される団体（以下、「共同体」という。）とし、単独の法人で参加する場合には以下の（1）から（10）までの要件を満たすことが必要である。

また、共同体で参加する場合には、その代表法人にあってはすべての要件を満たし、他の構成員の法人にあっては全ての者が（2）から（8）までの要件を満たしている必要がある。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申し込み（他の団体と共同体を構成して

参加申し込みを行う場合を含む。) を行うことはできない。

- (1) 日本国内に本社、本店を置いているものであること。
- (2) 岐阜県自動運転社会実装推進調査事業業務プロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という。）の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に搭載されているものであること。
- (3) 自動運転実証実験において、リスクアセスメントの実績や自動運転の実装に至るロードマップ作成等の実績を有するものであること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 役員に次の①又は②のいずれかに該当する者がないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県（以下、「県」という。）が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るもの）を除く。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るもの）を含む。）
- (7) 県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入その他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 法令等の規定による官公署の免許、許可、認可を受けていること。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
※これらの要件は上記（5）を除き、参加申込時から契約締結時まで継続的に満たしている必要がある。

2 企画提案書の作成

別紙仕様書を踏まえ、以下の項目について、事業の企画を様式 2 に沿って作成すること。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。

- (1) 委託業務の実施方針
今回の業務を行うにあたり、具体的な説明とともに、どのような視点・方針をもって臨むかを、原則として A4 サイズ 10 枚以内にまとめて提出すること。
- (2) 委託業務の実施体制について

- (3) 委託業務スケジュールについて
- (4) 受注実績について

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

①募集要項等の公表・配布	令和6年6月14日(金)～令和6年6月24日(月)
②募集要項等に関する質問書受付	令和6年6月14日(金)～令和6年6月21日(金)
③プロポーザル参加申込受付	令和6年6月14日(金)～令和6年6月24日(月)
④企画提案書受付	令和6年6月14日(金)～令和6年7月5日(金)
⑤プロポーザル評価会議	令和6年7月9日(火)
⑥評価結果の通知・公表	令和6年7月10日(水)

(2) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、岐阜県ホームページから入手すること。

岐阜県庁ホームページ「トップ」> 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル
なお、担当課窓口又は郵送等での配布は行わない。

(3) 募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（様式8）を公共交通課宛てに、電子メール（ファイル形式はWordとする）により、期限内に提出すること。

② 受付期間

令和6年6月14日(金)～令和6年6月21日(金)午後5時15分まで

③ 提出場所

岐阜県都市建築部都市公園・交通局公共交通課地域交通係

(〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県庁11階)

T E L 058-272-1111 (4935)

F A X 058-278-2765

電子メールアドレス c11134@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ「トップ」> 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザルにある本業務のページ上で公表する。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

プロポーザル参加希望者は、令和6年6月24日(月)午後5時15分(必着)までに、参加申込書(様式1)を公共交通課まで持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、岐阜県庁ホームページに掲載されている「入庁フロー」に従い手続きを行うこと。

郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもって送付すること。また、受付期限までに、電話により到着確認を行うこと。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提出書類

ア 岐阜県自動運転社会実装推進調査業務企画提案書（様式2）

イ 法人概要書（様式3）

ウ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3カ月以内のもの）又はその写し

- エ 誓約書（様式4）
オ 見積書（様式5）
カ 直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類する書類
キ 共同体構成員表（共同体で参加申し込みする場合）（様式6）
ク 岐阜県自動運転社会実装推進調査業務に関する共同体協定書の写し（共同体で参加申し込みする場合）（様式7）
※共同体で参加申込みする場合、上記イからエ及びカの書類は、すべての構成員について提出すること。
- ② 提出部数
10部（正1部、副9部）
- ③ 提出方法
令和6年7月5日（金）午後5時15分（必着）までに公共交通課地域交通係に持参又は郵送により提出すること。
持参の場合は、岐阜県庁ホームページに掲載されている「入序フロー」に従い手続きを行うこと。
郵送の場合、必ず「簡易書留」とし、期限までに到着するよう日程に余裕をもつて送付すること。また、電話により到着確認を行うこと。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
イ 他のプロポーザル参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
ウ 事業者選定終了までの間に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
エ 企画提案書類に虚偽の記載又は不正があった場合。
オ 評価会議終了後に、参加者要件を満たしていない事実が発覚した場合。
カ 委託費の上限を超える見積額の提案を行うこと。
キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- ② 著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとする。
- ③ 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできない。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
(軽微なものは除く。)
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑥ 費用負担
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- ⑦ 仕様内容の協議
仕様内容については、受託者決定後に、県と受託者が協議を行い決定するものであり、提案のすべてが採用されるものではないことに留意すること。

また、本件プロポーザルは企画・提案する能力、実現可能な提案を行う能力、業務を円滑に遂行する能力を求めるものであることを認識したうえで提案すること。

(8) その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

イ プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとする。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日までに、辞退届（様式自由）を公共交通課に持参又は郵送により提出すること。

オ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがある。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。

② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とする。

③ 経費の内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとすること。

第4 評価に係る事項

1 評価方法等

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県自動運転社会実装推進調査業務プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行う。

2 評価会議

(1) 開催日等

令和6年7月9日（火）

※開催場所は日時と併せて連絡する。

(2) プロポーザルの所要時間

- ・プレゼンテーション20分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・プレゼンテーション終了後、質疑を行う。（20分程度）

(3) 注意事項

- ・プロジェクター等の使用は認めない。提出した提案書のみでプレゼンテーションを行うこと。
- ・プロポーザル参加者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書の提出後、別途連絡する。
- ・評価会議は非公開で行う。また、プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合は、評価を行わない。

3 評価項目及び評価内容

詳細については、別表評価基準のとおり。

4 契約交渉の相手方の選定

上記の評価基準に基づき、評価会議において評価を行い、最優秀提案者を選定する。

5 提案者がない場合の取扱い

提案者がない場合には、再度公募を実施する。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

公表する内容は以下のとおり。

- ① 最優秀提案者の名称、評価点及び順位点
- ② 全プロポーザル参加者の名称（申込順）
- ③ 全プロポーザル参加者の評価点及び順位点 ※
(得点順。提案金額を含む。参加者の名称は秘匿)
※名称と評価点との対応関係は明らかにしない。
参加者が2者の場合には公表しないこととする。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合の理由

第5 契約に係る注意事項

1 最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しない。

また、契約締結後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

2 選定した最優秀提案者と県が協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わることがある。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とする。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において評価の順位点が次に低い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と契約交渉を行うこととする。

3 「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止をプロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けた場合、契約締結をしない。

4 最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

2 個人情報保護

受託者が業務を遂行するにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行

令（平成 15 年 12 月 10 日号外政令第 507 号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

3 守秘義務

受託者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

4 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

5 情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、別記 2 「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

6 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができる。

第 7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、県は契約の解除ができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

第 8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

岐阜県都市建築部都市公園・交通局公共交通課地域交通係
(〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県庁1階)

T E L 058-272-1111 (4935)

F A X 058-278-2765

電子メールアドレス c11134@pref.gifu.lg.jp

別表

岐阜県自動運転社会実装推進調査業務 評価基準

評価方法は、以下のとおりとする。

- (1) 第1表の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を103点満点として採点し、各構成員の採点数の合計を算出する。
- (2) 構成員ごとに点数の高い提案から順に第2表のとおり順位点を付する。
- (3) 各構成員の順位点を合計し、順位点合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
- (4) (3)に関わらず各構成員の評価点の合計が満点の6割未満となった提案は選定から除外する。
- (5) 順位点合計の最も高い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とする。なお、順位点及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとする。
- (6) 提案者が1者のみの場合には、評価の結果において、各構成員の評価点の合計が満点の6割以上の評価を得た場合は当該提案者を優秀提案者とし、満点の6割未満の場合には再度公募を実施するものとする。

第1表

評価項目及び評価の内容（評価点合計103点）		評価基準				
		優良	良	普通	やや不十分	不十分
1 業務遂行能力（20点）						
① 事業実施の能力 提案事業者は、同種・類似業務の実績があり、業務の実施に必要な知識、ノウハウ、経験を有しているか。		5	4	3	2	1
② 事業実施体制の確保等 業務のスケジュールが適切であり、業務を確實に実施するのに十分な体制（人材、人数等）が整っているか。		5	4	3	2	1
③ 事業実施責任者の能力 事業実施責任者は、本業務に類する事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分活かすことが期待できるか。		5	4	3	2	1
④ 見積金額の妥当性 事業費の積算は、事業を実施する上で、使途や金額が妥当なものとなっているか。		5	4	3	2	1
2 提案内容（80点）		優良	良	普通	やや不十分	不十分
① 自動運転実装に向けた課題の検討について ・地域の交通課題の整理方法、自動運転の導入可能性の検討に関して、方針や具体的な調査・検証等の方法の提案がなされているか。		20	16	12	8	4
② リスクアセスメント実施／検証について ・走行ルートや通信環境の調査、危険回避調査の方法に関して、方針や具体的な調査・検証等の方法の提案がなされているか。		20	16	12	8	4
③ 利用者・観光客アンケートについて ・事業モデルの検討材料となる調査の方法に関する方針の提案がなされているか。 ・社会受容性に関する調査の方法に関する方針の提案がなされているか。		20	16	12	8	4
④ 自動運転実装に向けた体制構築について ・自動運転実装に向けた的確な体制構築方法の提案がなされているか。 ・的確な今後5年程度のロードマップの作成方法の提案がなされているか。		20	16	12	8	4
3 社会的課題への取組みに関する評価（3点）		該当する場合に加点				
・「若者の採用・育成」（1点）、「障がい者雇用」（1点）、 「パートナーシップ構築宣言登録・公表」（1点）		3	2	1	—	—

第2表

岐阜県自動運転社会実装推進調査業務 順位点算出表

構成員名	項目	提案者（1）	提案者（2）	提案者（3）	提案者（4）
構成員A	評価点				
	順位点	点	点	点	点
構成員B	評価点				
	順位点	点	点	点	点
構成員C	評価点				
	順位点	点	点	点	点
構成員D	評価点				
	順位点	点	点	点	点
順位点【合計】		点	点	点	点

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

評価点が同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とする。